

NNR 国賠訴訟・弁護団声明

2022年12月27日

司法は再びその職責を放棄し、国民の信頼を踏みにじった。

本訴訟は、これに先立つ原発メーカー訴訟の上告審において、最高裁判所が間違っただけで行ったために提起された国家賠償訴訟である。

原発メーカー訴訟は、原発事故の際、いかなる場合でも原発メーカーは一切責任を負わないと定めた原子力損害賠償法が憲法に反し無効であることを主張して、2014年1月30日に提起された。当初より一貫して明らかな憲法訴訟である。ところが、これに対して最高裁は、2018年1月23日、「本件上告の理由は、明らかに（上告理由を定めた民訴法312条1項）に規定する事由（憲法の違反を理由とするとき）に該当しない」として、決定で上告を棄却したのである。

憲法違反を理由として上告したにもかかわらず、最高裁は「明らかに」憲法違反が理由にはなっていないと言い放ったのであり、これが間違いであることは明白である。いわゆる不当決定どころではない。”違法決定”である。

しかし、最高裁の先に、裁判所の間違いを争う手段はなく、またこのような間違いは同法338条が定めた再審事由にも当たらない。しかし、司法の頂点である最高裁のこのような怠慢、不誠実な態度を放置することは、民主主義社会の機能不全を容認するに等しい。そこで、原告ら38名は、やむなく本訴訟を提起したのである。この訴訟でいくらかの賠償を勝ち取ったとしても、当然のことながら原発メーカーの責任が認められるわけではない。それにもかかわらず、原告らを敢えてこの訴訟に挑ませたのは、ひたすら司法の態度を改めさせなければならないという切実な思いであった。

それにもかかわらず、地方裁判所は、まったく不可解な理由を述べて、請求を棄却した。このような裁判所の態度に対して、元裁判官や学者からも強い疑問や憤りを込めた意見書が提供されて臨んだ高等裁判所では、地裁以上に、また前訴以上に徹底してノーニュークス権の権利性を否定した上で控訴を棄却した。そして、本年12月8日、最高裁は一切の理由を付することなく、上告を受理しない旨の決定を下したのである。

裁判所は、国民の信頼や期待など一顧だにせず、裁判所自身を擁護する態度を貫いたのである。

思えば、原発メーカー訴訟第一審の第 3 回期日で、突如として東京高裁から送り込まれた朝倉佳秀裁判官は、第 4 回期日でいきなり弁論を終結し、2016 年 7 月 13 日に請求棄却判決を下した。同判決は、原告らが主張していた憲法 29 条 2 項違反に対して、同条 1 項への適合性を検討し、さらには適用違憲の主張については一切言及せず、法令違憲についてのみ判断するなど、極めて杜撰なものだった。

この判決から約 6 年後の 2022 年 7 月 27 日、その朝倉裁判官は、東京電力の株主代表訴訟で、旧経営陣 4 人に対し、連帯して 13 兆 3210 億円を支払うよう命じる判決を書いた。

この 2 つの事実が何を示すのかは分からない。原発メーカー訴訟第一審判決に対する社会の批判が朝倉裁判官の反省を促したと考えることは、安易に過ぎるとの批判を免れまい。しかし、我々が司法をあきらめるわけにはいかないことは、紛れもない事実である。なぜなら、司法をあきらめるということは、自分たちが生きる社会を見捨てるに等しいからだ。

今は失意のどん底にあったとしても、やはりまた新たな闘いに臨まなければならない。急がなくていい。力をつけよう。どうせまた怒りのエネルギーが我々を立ち上がらせるのだから。